

## 消防・救急体制整備費補助金（主要国首脳会議）交付要綱

令和5年1月23日

消防消第31号

### （通則）

第1条 消防・救急体制整備費補助金（主要国首脳会議）（以下「補助金」という。）の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、総務省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号）の定めによるほか、この要綱に定めるところによる。

### （目的）

第2条 この補助金は、G7広島サミットにおける消防・救急体制の充実強化に資することを目的とする。

### （補助の対象）

第3条 この補助金は、広島県内の市町（一部事務組合を含む。以下同じ。）と消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条第2項に基づく応援協定を締結し、当該市町に消防職員等を派遣して、次項に掲げるG7広島サミットの円滑な実施のために必要な消防に関する活動（以下「応援活動」という。）を行った地方公共団体（以下「応援地方公共団体」という。）が当該応援活動に要した費用について、広島県が当該応援地方公共団体に対し補填する事業及び第3項に掲げる応援活動の円滑化のための活動（以下「受援活動」という。）を行った広島県内地方公共団体（以下「受援地方公共団体」という。）が当該受援活動に要した費用について、広島県が当該受援地方公共団体に対し補助する事業並びに第4項に掲げる応援地方公共団体及び受援地方公共団体が消防・救急体制の充実強化に必要な資機材の購入に要した費用について、広島県が当該応援地方公共団体及び当該受援地方公共団体に対し補助する事業（以下「補助事業」という。）に要した費用に対して、補助金を予算の範囲内で広島県（以下「補助事業者」という。）に交付するものとする。

2 前項の応援活動に要した費用とは次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 応援活動を行う消防職員等（以下「応援部隊」という。）の旅費に要した費用
- (2) 応援部隊の日当に要した費用
- (3) 応援部隊の宿泊費に要した費用
- (4) 応援部隊の時間外勤務手当に要した費用
- (5) 応援部隊の特殊勤務手当に要した費用
- (6) 応援部隊が使用する車両の輸送に要した費用
- (7) 応援部隊が使用する携帯無線機等の改造に要した費用

(8) その他応援活動を行うために必要と消防庁長官が定める費用

3 第1項の受援活動に要した費用とは次の各号に掲げるものをいう。

(1) 応援部隊が使用する車両の輸送に要した費用

(2) 応援部隊の待機用施設の整備、賃貸及び運営等に要した費用

(3) 全国共通波を送受信するための無線基地局の整備に要した費用

(4) 無線の到達範囲の調査に要した費用

(5) その他受援活動を行うために必要と消防庁長官が定める費用

4 第1項の資機材の購入に要した費用とは別表1及び別表2に掲げる資機材の購入に要した費用をいう。

(補助率)

第4条 前条の補助金の補助率は、補助事業に要した経費の10分の10とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、別記様式第1の交付申請書を消防庁長官に提出しなければならない。

(交付の決定等)

第6条 消防庁長官は、前条の規定による交付申請書の提出があった場合には、当該交付申請書の内容を審査し、補助金の交付を適当と認めるときは、補助金の交付を決定するとともに、別記様式第2により、補助事業者に対して交付決定の通知をするものとする。

2 消防庁長官は、前項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第7条 前条の通知を受けた補助事業者は、補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から起算して20日以内に消防庁長官に申し出なければならない。

(契約)

第8条 補助事業者から補助を受ける応援地方公共団体及び受援地方公共団体は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争又は指名競争に付きなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争又は指名競争に付することが困難又は不相当である場合は、随意契約によることができる。

(変更承認)

第9条 補助事業者は、補助事業の内容及び配分を変更する場合には、あらかじめ別記様式第3により申

請し、消防庁長官の承認を受けなければならない。

2 消防庁長官は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(補助事業の中止又は廃止)

第10条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、別記様式第4により申請し、消防庁長官の承認を受けなければならない。

(補助事業の遅延等)

第11条 補助事業者は、補助事業が交付申請書に記載した完了予定の期日に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となったときは、別記様式第5により速やかに消防庁長官に報告して、その指示を求めるものとする。

(状況報告)

第12条 補助事業者は、補助事業の遂行及び支出状況について消防庁長官の要求があったときは、別記様式第6により速やかに消防庁長官に報告しなければならない。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、補助事業を完了し又は廃止した場合には、補助事業完了の日又は廃止の承認を受けた日から起算して1月以内又は翌年度の4月10日までのいずれか早い日までに別記様式第7により、消防庁長官に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第14条 消防庁長官は、前条の補助事業実績報告書の提出があった場合には、当該報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、当該報告書に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容(第9条に基づく承認を受けた場合は、その承認された内容)及びこれらに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に別記様式第8により通知するものとする。

2 消防庁長官は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対し、その未納にかかる期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴収するものとする。

(補助金の支払)

第15条 補助金は前条の規定により交付すべき補助金の額の確定をした後に支払うものとする。ただ

し、必要があると認められる経費については、補助金の交付決定の後に概算払をすることができる。

(間接補助金の支払)

第16条 補助事業者は、前条ただし書きに基づき補助金の交付を受けたときは、遅滞なく間接補助金(補助事業者が交付を受けた補助金を補助事業に要する経費の一部として応援地方公共団体及び受援地方公共団体に交付する補助金をいう。以下同じ。)を補助事業を行う応援地方公共団体及び受援地方公共団体に支払わなければならない。

(交付決定の取消し等)

第17条 消防庁長官は次に掲げる場合には、第6条の交付の決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく消防庁長官の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助事業者が、補助金の補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 消防庁長官は、前項の取消しを行った場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 第1項第1号から第3号については、消防庁長官は、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項に基づく補助金の返還については、第14条第3項の規定の適用を準用する。

(財産の管理等)

第18条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な使用を図らなければならない。

2 消防庁長官は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることができる。

(財産の処分の制限)

第19条 補助事業者は、補助金により取得し、又は効用の増加した財産を、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付、又は担保に供する場合には、消防庁長官の承認を受けなければならない。ただし、一件の取得金額又は効用の増加額が50万円未満のもの及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)第1条に規定する耐用年数の期日までの期間を経過したものについては、この限りでない。

2 前条第2項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

(補助金に係る経理)

第20条 補助事業者は、補助事業についての収支簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしなければならない。

(補助金調書)

第21条 補助事業者は、当該補助事業に係る歳入歳出の予算並びに決算における計上科目及び科目別計上額を明らかにする別記様式第9による調書を作成しておかなければならない。

(補助事業の検査等)

第22条 総務大臣は、適正化法第23条の規定に基づき補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、職員をして検査等をさせることができる。

2 前項の職員は、その身分を示す証票(別記様式第10による。)を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。

(間接補助金交付の際に付すべき条件)

第23条 補助事業者は、応援地方公共団体及び受援地方公共団体に間接補助金を交付する際は、第7条、第9条から第13条及び第17条から第20条の定めるところに準ずる条件を付さなければならない。

2 前項の場合において、「消防庁長官」とあるのは「補助事業者」と、「補助事業者」とあるのは「応援地方公共団体又は受援地方公共団体」と読み替えるものとし、補助事業者が第9条、第10条及び第19条の承認をする場合には、あらかじめ消防庁長官の承認を受けなければならない。

附 則

この要綱は、令和5年1月23日から施行する。

別表1（第3条第4項関係）

品名	規格
化学剤検知器	<ul style="list-style-type: none"> <li>・携帯型であること</li> <li>・化学テロ災害に使用される可能性のある有害な化学剤のいずれかが検知できること</li> </ul>
生物剤検知器	<ul style="list-style-type: none"> <li>・携帯型であること</li> <li>・生物テロ災害に使用される可能性のある有害な生物剤のいずれかが検知できること</li> </ul>
訓練用擬剤	<ul style="list-style-type: none"> <li>・化学テロ災害に使用される可能性のある化学剤又は生物テロ災害に使用される可能性のある生物剤と同等の物理的特性で組成されていること</li> <li>・人体に無害であるもの</li> </ul>
空間線量計	<ul style="list-style-type: none"> <li>・携帯型であること</li> <li>・活動現場の放射線の量（単位時間あたりの線量）を計測し、一定量以上で警報を発報するものであること</li> </ul>
全面マスク	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全面形であること</li> <li>・フィルター／吸収缶の脱着が可能であること</li> </ul>
陽圧式化学防護服 （自給式呼吸器 内装形気密服）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・化学物質などの有害物質に曝露又は接触することを防止できる性能を有するものであること</li> <li>・平成28年度救助技術の高度化等検討会報告書（平成29年3月消防庁国民保護・防災部参事官付。以下「報告書」という。）において、レベルA防護措置にあたる防護服であること</li> </ul>
化学防護服 （液体防護用 密閉服）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・化学物質などの有害物質に曝露又は接触することを防止できる性能を有するものであること</li> <li>・報告書において、レベルB防護措置にあたる防護服であること</li> </ul>
化学防護服 （浮遊固体粉じん 及びミスト防護用 密閉服）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・化学物質などの有害物質に曝露又は接触することを防止できる性能を有するものであること</li> <li>・報告書において、レベルC防護措置にあたる防護服であること</li> </ul>
中和剤	<ul style="list-style-type: none"> <li>・化学物質などの有害物質を中和できるもの</li> <li>・人体に無害であるもの</li> </ul>
除染シャワー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・テント部、給湯器、汚水回収用水槽、排水ポンプ等を備え、水又は温水で活動隊員や被汚染者を洗浄できるものであること</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・NBC等テロ対策に必要な資機材であること</li> <li>・傷病者との接触に際して、感染防止対策に必要な資機材であること。</li> </ul>

別表 2 (第 3 条第 4 項関係)

品 名	規 格
感染防止資機材	・新型コロナウイルス感染症の感染防止対策に必要な資機材であること。

別記様式第1

番 号  
年 月 日

消 防 庁 長 官 殿

補助事業者の名称  
その長の職、氏名

年度消防・救急体制整備費補助金（主要国首脳会議）交付申請書

標記について、補助金の交付を受けたいので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第5条の規定に基づき、関係書類を添え、下記のとおり申請します。

記

1 補助事業の目的

2 補助事業の内容

別紙のとおり

3 補助事業の完了予定期日 年 月 日

4 補助金交付申請額

補 助 金 交 付 申 請 額
(円)

別紙

○補助事業の内容

(単位：円)

応援・受援団体名	補助金額	主な内容
合 計		

※ 補助事業の内容等に関して必要な書類を添付すること。

別記様式第2

番 号  
年 月 日

補助事業者の名称  
その長の職、氏名 殿

消 防 庁 長 官

年度消防・救急体制整備費補助金（主要国首脳会議）交付決定通知書

年 月 日付け〇〇第 号により申請された 年度消防・救急体制整備費補助金（主要国首脳会議）については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「法」という。)第6条第1項の規定に基づき下記のとおり交付することに決定したので、法第8条の規定に基づき通知する。

記

1 補助対象の内容については、年 月 日付け〇〇第 号の申請書記載のとおりとする。

2 交付申請額

補助対象経費	補助率	補助金額
(円)	10/10	(円)

3 補助事業の完了予定日 年 月 日

別記様式第3

番 号  
年 月 日

消 防 庁 長 官 殿

補助事業者の名称  
その長の職、氏名

年度消防・救急体制整備費補助金（主要国首脳会議）の補助事業の内容に係る変更承認申請書

年 月 日付け消防消第 号により交付決定された 年度消防・救急体制整備費補助金（主要国首脳会議）の補助事業の内容を変更したいので、消防・救急体制整備費補助金（主要国首脳会議）交付要綱第9条に基づき、下記のとおり申請する。

記

- 1 補助事業の内容を変更しようとする理由
- 2 変更しようとする補助事業の内容

区 分	補助対象経費	補助率	補助金額
変更前	(円)	10/10	(円)
変更後	(円)		(円)

別記様式第4

番 号  
年 月 日

消 防 庁 長 官 殿

補助事業者の名称  
その長の職、氏名

年度消防・救急体制整備費補助金（主要国首脳会議）に係る補助事業  
の（中止・廃止）の承認申請書

年 月 日付け消防消第 号により交付決定された 年度消防・救急  
体制整備費補助金（主要国首脳会議）に係る補助事業を（中止・廃止）したいので、消防  
・救急体制整備費補助金（主要国首脳会議）要綱第10条に基づき、下記のとおり申請する。

記

- 1 補助事業を（中止・廃止）しようとする理由
- 2 （中止・廃止）しようとする補助事業の内容
- 3 （中止・廃止）しようとする補助事業の金額

補 助 金 額
(円)

番 号  
年 月 日

消 防 庁 長 官 殿

補助事業者の名称  
その長の職、氏名

年度消防・救急体制整備費補助金（主要国首脳会議）に係る補助事業  
の遅延報告について

年 月 日付け消防消第 号により交付決定された 年度消防・救急  
体制整備費補助金（主要国首脳会議）に係る補助事業について、事業が予定の期間内に完  
了し難くなったので、消防・救急体制整備費補助金（主要国首脳会議）交付要綱第 11 条に  
基づき、下記のとおり報告する。

記

1 遅延の理由

2 補助事業の施行の経過

3 補助事業完了予定日

区 分	補助事業の完了予定日	備 考
変更前	年 月 日	
変更後	年 月 日	

別記様式第6

番 号  
年 月 日

消 防 庁 長 官 殿

補助事業者の名称  
その長の職、氏名

年度消防・救急体制整備費補助金（主要国首脳会議）に係る補助事業  
の状況報告書

消防・救急体制整備費補助金（主要国首脳会議）交付要綱第12条に基づき、次のとおり報告する。

番 号  
年 月 日

消 防 庁 長 官 殿

補助事業者の名称  
その長の職、氏名

年度消防・救急体制整備費補助金（主要国首脳会議）に係る補助事業  
実績報告書

年 月 日付け〇〇第 号で申請し、年 月 日付け消防消  
第 号により交付決定された 年度消防・救急体制整備費補助金（主要国首脳会議）  
に係る補助事業につき（完了・廃止）したので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関  
する法律（昭和30年法律第179号）第14条の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1 補助事業の実績内容

別紙のとおり

2 補助金額

補 助 金 額
(円)

別紙

○ 補助事業の実績内容

(単位：円)

応援・受援団体名	補助金額	主な内容
合 計		

番 号  
年 月 日

補助事業者の名称  
その長の職、氏名 殿

消 防 庁 長 官

年度消防・救急体制整備費補助金（主要国首脳会議）交付額確定通知書

年 月 日付け〇〇第 号で実績報告のあった 年度消防・救急体制整備費補助金（主要国首脳会議）に係る補助事業について、これを確定し、 年度消防・救急体制整備費補助金（主要国首脳会議）の額を下記のとおり決定したので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条の規定に基づき通知する。

記

確定交付額

円

年度  
総務省所管

団体名：

（単位：円）

国		地方公共団体										備考	
歳出予算 科目	交付決定 の額	収 入			支 出								
		科目	予算額	決算額	科目	予算額	うち国庫 支出金相 当額	決算額	うち国庫 支出金相 当額	翌年度 繰越額	うち国庫 支出金相 当額		
(項) 消防 防災体制等 整備費													
(目) 消防 ・救急体制 整備費補助 金（主要国 首脳会議）													

- 1 「国」の「交付決定の額」は、交付決定の額を記載すること。
- 2 「地方公共団体」の「科目」は、収入及び支出については、款、項、目をそれぞれ記載すること。
- 3 「予算額」は、収入にあつては、当初予算額、補正予算額等の区分を、支出にあつては、当初予算額、補正予算額、流用増減額等の区分を明らかにして記載すること。
- 4 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記載すること。
- 5 補助事業に係る支出予算額の繰越が行われた場合における、翌年度に行われる当該補助事業に係る補助金調書の作成は、本表に準じて記載すること。

別記様式第 10

(表面)

6. 5 cm

第 年 月 日発行

官 職 氏 名  
年 月 日生

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第23条第2項に規定する検査員の証

年 月 日まで有効

総 務 大 臣

9 cm

備考 用紙は厚質白紙とする。

(裏面)

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律  
(昭和30年法律第179号抜粋)

第23条 各省各庁の長は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者等若しくは間接補助事業者等に対して報告をさせ、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。